破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１３９号
千葉県八街市東吉田887番地32
債務者　内田　一夫
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１４０号
千葉県八街市東吉田887番地32
債務者　内田喜久子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１５７号
千葉県四街道市大日153番地35
債務者　小西　眞理
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１６５号
千葉県佐倉市臼井1474番地６　ＳＫハイツ105号
債務者　岩崎さゆり
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１３７９号
名古屋市名東区藤見が丘106番地　真栄ハイツ202号
債務者　北原　　勝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１号
愛知県岡崎市北本郷町字神明11番地２　ハイツ岩瀬305
債務者　フジサキ技工こと　藤崎　久志
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市北本郷町字神明11番地２　ハイツ岩瀬305
債務者　藤崎　美穂
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７５号
愛知県西尾市米津町宮浦68番地　市営宮浦住宅Ｃ棟221号室
債務者　高橋　光男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
愛知県豊田市豊栄町２丁目74番地　深津荘101号
債務者　佐野　孝治
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８７号
茨城県つくば市中菅間1235番地
債務者　長谷川はるみ
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１０８号
埼玉県草加市青柳３丁目５番11号　フルハウスフカイＢ―201号
債務者　大高　利彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
埼玉県八潮市大字大曽根160―６　斉藤建設株式会社内、住民票上の住所埼玉県さいたま市緑区大字三室1576番地21
債務者　田口　　満
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６７号
埼玉県草加市栄町２丁目７番15号　海老沼荘101号、前住所埼玉県草加市松原３丁目Ｃ14番５号
債務者　森本　文子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２７４号
埼玉県八潮市緑町５丁目９番地11　フローラルＡＳＡＩ・Ａ―102
債務者　松下　一成
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
埼玉県越谷市千間台西３丁目１番地６　鈴木ハイツ202号
債務者　星野　信彦
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
埼玉県狭山市大字北入曽871番地の１　サンモール北入曽Ｂ―103
債務者　中山　玲子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２８２号
新潟市中央区上所３丁目４番10号　ファミールハイツ鶴木201
債務者　植田　尚子
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部